

村山市豪雨災害被害修繕等緊急支援事業利子補助金

令和2年7月豪雨により、市内の住宅の豪雨被害を修繕するために資金を金融機関等から借入れを行った方に対し、その金利負担の軽減を図るため、当該融資の支払った利子に対して補助金を交付します。

1、交付対象となる方

(1)～(3)のいずれにも該当する世帯の世帯主が対象です。

- (1) 令和2年7月豪雨により被害を受けた世帯
- (2) 村山市内に住所を有すること
- (3) 村山市に本支店を有する金融機関にて融資を受けた者もしくは山形県社会福祉協議会にて生活福祉貸付資金（福祉費）の貸付を受けた者

2、交付対象となる融資

- ・ 災害により被害を受けた住宅の修繕等を行うために借入れた融資
- ・ 融資機関の定める貸付利率で返済据置き期間の設定がないものとし、償還方法は元利均等償還

3、交付額、期間

- ・ 交付対象となる融資額に対する年間利子支払額（上限20万円）
- ・ 交付対象期間は融資を受けた日から3年間

4、必要書類

以下の書類が必要です。

申請書、融資契約書（写）、住宅修繕等の契約書または見積書（写）、修繕に伴う家財購入費も含む融資の場合は内訳のわかる領収書または見積書（写）
事業内容のわかる書類（図面、写真等）
元利償還計画書、罹災証明書（写）、住民票、

5、申込み受付期間

令和2年8月11日（火）から令和3年3月31日（水）

6、利子補助金の交付

年度ごと交付します。

※各年度末に当該年度の「利子支払い額の証明書」及び請求書を提出していただきます。

7、その他

- ・ 申請書を受付後、記載内容及び添付書類を精査の上、必要に応じて調査を行います。書類に不備があった場合は、必要書類が揃った時点での申し込み受理となります。
- ・ 交付決定の場合は「決定通知書」を送付いたします。

8、問い合わせ

建設課管理係：0237-55-2111 内線 231、232